

チュニジア

特許法

特許に関する 2000 年 8 月 24 日法律 No. 2000-84

目次

第 I 章 特許を受けることができる発明

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 II 章 特許を受ける権利

第 1 節 総則

第 7 条

第 8 条

第 2 節 給与従業者の発明

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 III 章 特許出願

第 19 条

第 1 節 出願書類の提出

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 2 節 出願の審査

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 3 節 出願の取下

第 32 条

第 IV 章 特許の付与

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 V 章 上訴

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 VI 章 特許に基づく権利及び義務

第 1 節 特許に基づく権利

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 2 節 特許に基づく義務

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 VII 章 放棄, 無効, 及び喪失

第 1 節 放棄

第 54 条

第 2 節 無効

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 3 節 喪失

第 60 条

第 61 条

第 VIII 章 権利の移転, 譲渡及び差押

第 62 条

第 IX 章 契約ライセンス

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 X 章 強制ライセンス

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 XI 章 職権ライセンス

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 XII 章 侵害及び処罰

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 XIII 章 国境措置

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 XIV 章 雑則

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 I 章 特許を受けることができる発明

第 1 条

製品又は製造方法の発明は、本法により明記された条件に基づいて工業所有権庁により付与される特許として知られる権原により保護を受けることができる。

第 2 条

特許は、進歩性を含み、かつ、産業上利用することができる新規な発明について付与されるものとする。

特に次のものは、本条第 1 段落の意味における発明とはみなさない。

- (a) 純粋に装飾的な創作物
- (b) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (c) 次ににおける使用を意図した計画、規則及び方法
 - － 純粋に精神的な行為の実行
 - － 遊戯
 - － 経済的活動の分野
 - － ソフトウェア関連

(d) 人体又は動物の治療的及び外科的処置の方法、並びに人体又は動物に施される診断方法。これらの規定は、調製について又は特に当該方法の適用のため使用される製品及び組成物については適用されない。

(e) 情報の提供

(f) 自然界に存在するすべての種類の生体物質

列挙された主題の特許性に関する本条第 2 段落の規定に対する例外は、主題それ自体のみに適用されるものとする。

第 3 条

特許証は、次のものには発行されない。

- － 植物の品種、動物の品種、又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、医薬品に使用される生物学的な方法又は当該方法を使用して得られた製品には適用されない。
- － 公表又は実施すれば道徳、公共の秩序、公衆衛生又は環境の保護に反することになる発明。特許は、それが法的又は規制的規定により限定されているという単なる事実により実施されたとみなすことはできない。

第 4 条

技術水準に含まれない発明は、新規である。

技術水準は、特許出願の出願日前又は当該出願に適法に主張された優先日前に、書面又は口頭の説明により、使用又は何らか他の方法により公衆の閲覧に供されたすべての事項により構成される。

技術水準は、本条第 2 段落にいう特許出願の出願日より早い出願日又は該当する場合は早い優先日を有し、その日まで又は更に後日まで公開されていないチュニジア特許出願の内容も

含む。

本条第1段落、第2段落及び第3段落の適用上、発明の開示は、特許出願の出願日又は該当する場合は優先日に先立つ12月以内に行われた場合、及び当該開示が出願人又はその者の法的前任者に対して行われた明白な濫用の直接的又は間接的結果である場合は、考慮されないものとする。

第5条

発明は、特許出願の出願日又は該当する場合はそれにつき適法に主張された優先日における技術水準と比較して関係技術分野の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を含むものとみなす。

技術水準は、技術水準の別個の要素又は別個に検討されたそれら要素の一部のみでなく、当該要素又はその一部の組合せが関係技術分野の熟練者にとって自明である場合はそれらの組み合わせも含めて、全体として考慮されるものとする。

第6条

発明は、その主題が何らかの種類の産業において又は農業において製造又は使用することができる場合は、産業上利用することができるものとみなす。

第 II 章 特許を受ける権利

第 1 節 総則

第 7 条

本法第 1 条の意味における特許を受ける権利は、発明者又はその者の権原継承人に帰属する。工業所有権庁との処理において遵守すべき手続において、特許出願の当事者は特許を受ける権原を有するものとみなす。

2 以上の者が相互に独立して同一の発明を行った場合は、特許を受ける権利は最初に出願をした者に帰属する。

2 以上の者が共同して発明を行った場合は、特許を受ける権利は共同してそれらの者に帰属する。

第 8 条

発明者から若しくはその者の権原承継人から違法に得た発明について又は法的な若しくは条約上の義務に違反して、特許が出願されたときは、被害当事者は、管轄裁判所に特許出願又は付与された特許の所有権を主張して申請することができる。

第 1 段落に規定された所有権を主張する訴訟は、特許の付与通知の公告後 3 年で時効となる。ただし、当該特許の付与又は取得の時の当該特許の所有者の悪意が立証された場合は、時効成立期間は、本法第 36 条及び第 60 条に規定された特許の終了後 3 年とする。

第 2 節 給与従業者の発明

第 9 条

本法の適用上、

- － 「従業者」とは、民間部門の職員及び公共部門の職員の双方をいう。
- － 「使用者」とは、国家、地方公共団体、公団及び公社、並びに私法に基づく法人をいう。

第 10 条

従業者であって、その特定職責上、その者に明確に委任された発明活動又は意匠若しくは研究の職務に従事することを要求された者により雇用関係の過程で行われた発明は、使用者に帰属する。

従業者であって、その者の職務の一部として発明活動に従事する義務がなく、かつ、その者の雇用を理由としてその者の利用に供された情報又は手段を使用することにより行為した者が、使用者の活動分野の範囲内で行った発明は、使用者が従業者に本法第 16 条の規定に従い当該発明に対するその者の権利について通知した場合を除き、従業者に帰属する。

第 11 条

本法第 10 条の意味における発明を行った従業者は、本法第 12 条及び第 16 条の規定に従い直ちにそれを使用者に宣言しなければならない。

2 以上の発明者が存在する場合は、それらの者の全員又は一部の者が共同宣言を行うことが

できる。

第 12 条

この宣言には、次の事項を含めなければならない。

- － 当該発明の主題及び計画された利用
- － 当該発明が行われた事情

当該宣言には、当該発明の明細書を添付しなければならない。同明細書では、次の事項を説明しなければならない。

- － 従業者が、該当する場合は適切な考慮を先行技術について払った上で取り組んだ課題
- － その者が到達した解決策
- － 該当する場合は図面を添付して、当該発明が行われた方法

第 13 条

使用者が本法第 10 条の規定に従いその者の権利を宣言した場合は、特許を受ける権利は、当初からその者に帰属していたものとみなす。従業者兼発明者は、当該発明の経済的価値及びその発明から使用者に生じる如何なる利益にも正当な考慮を払った上、適正な補償を得る権原を有する。金額に関して当事者間に合意がない場合は、当該補償は管轄裁判所により決定される。

従業者兼発明者にとって本条の規定より不利な如何なる契約条項も、無効とする。

発明の所有権を主張すべきものとして使用者に付与される期間は、当事者による別段の合意がある場合を除き、4 月とする。如何なる合意も書面によるものとし、かつ、当該宣言に従うものでなければならない。

第 14 条

従業者の宣言が本法第 12 条の規定に適合しない場合は、使用者は、提供されるべき追加情報について関係人に通知しなければならない。

その通知は、従業者の宣言の受領日後 2 月以内に行われるものとし、それを怠れば当該宣言は受諾されたものとみなす。

第 15 条

本法第 13 条に規定された発明の所有権を主張する使用者の宣言についての期間は、本法第 12 条に明記した情報を含む発明宣言を使用者が受領した日から又は追加情報の正当な請求の場合は当該請求された追加情報が提供された日から、起算する。

発明の所有権は、使用者が自身のため留保することを意図する権利の性質及び範囲を明記した通知に従業者に送付することにより、これを主張しなければならない。

第 16 条

従業者又は使用者の何れかからの如何なる宣言又は通知も、受領通知付き書留書状によるか又は相手方当事者によるその受領を立証することができる何らかの他の方法により行わなければならない。使用者又は従業者からの宣言又は通知についての期限は、当該宣言の正規性に対して異議を申し立てる訴訟の提起により停止される。

諸期間は、既判事項となった判決の通知の日から、継続して起算されるものとする。

第 17 条

従業者及び使用者は、関係発明に関する有用な情報を相互に共有しなければならない。それらの者は、本法により付与された権利の全部又は一部を損なう虞がある如何なる開示も避けなければならない。

第 18 条

紛争の場合は、従業者及び使用者は、当該事件に判決が下るまで当該発明について如何なる開示も避けなければならない。

当事者の 1 がその者の権利を維持するため特許出願をした場合は、その者は、当該出願を構成する書類の写しを相手方当事者に遅滞なく送達しなければならない。

第 III 章 特許出願

第 19 条

特許出願書類は、本章に明記した様式及び条件により、提出しなければならない。

第 1 節 出願書類の提出

第 20 条

特許の付与を求める如何なる出願も、工業所有権庁に提出しなければならない。

出願人が代理人を選任している場合は、作成署名された委任状を出願書類に同封しなければならない。

外国に居住する出願人は、チュニジュアに定住している代理人を選任しなければならない。代理人の委任状には、その者の委任の範囲を明記しなければならない。別段の記載がない限り、本法に規定される通知を含むが特別委任状を必要とする取下又は拒絶の場合を除き、当該委任状は特許に関するすべての行為に及ぶものとする。

同一出願を行う 2 以上の者が存在する場合は、共同代理人を選任しなければならない。

第 21 条

出願書類は、次のものを含まなければならない。

- 願書
- 発明の明細書 2 通
- 発明の新規な 1 又は複数の特徴を明記した 1 又は複数のクレーム 2 通
- 明細書の理解のため必要なときは 1 又は複数の図面
- 発明の記述的な要約

願書には、発明の名称、出願人の姓名及びその者の宛先、発明者の姓名並びに該当する場合は代理人の姓名及び宛先を明記しなければならない。

発明の明細書は、対応する技術分野の熟練者がそれを実施するのに十分明確かつ完全でなければならない。

クレームは、明細書を基礎としなければならない、かつ、求める特許保護の範囲を明記しなければならない。

記述的な要約は、当該発明の主たる技術的特徴を簡潔に記載しなければならない。それは技術的情報のみに役立つものとしなければならない。

第 22 条

出願は、アラビア語、フランス語又は英語の 3 言語の 1 により書面で行わなければならない。

出願には手数料の納付を必要とし、その金額は政令により定める。

第 23 条

特許出願は、複数の発明について、それらが単一の発明概念を構成するように連結された 1 組の発明を除き、することができない。

第 24 条

パリ同盟の同盟国又は世界貿易機関の構成国である外国において行った先の出願の優先権を利用しようとする出願人は、その者の出願と共に出願日、出願を行った国名、及び出願人の姓名を明記した陳述書を提出しなければならない。かつ、政令により定められる金額の優先権手数料を納付しなければならない。

出願人はまた、出願日から 3 月以内に、その出願を行った国の工業所有権庁により原本に真正なものとして証明された先の出願の謄本を、本法第 22 条にいう出願を行った言語へのその翻訳文を添付して提出しなければならない。違反すれば優先権の喪失となることを免れない。

出願人は、工業所有権庁の請求により、先の出願及び該当する場合は外国において行った他の出願に関する書類を同庁に提出しなければならない。それらの書類は、特に次のものを含む。

- － 出願人が受領した書類であって、技術水準を確証する刊行物又はその他の書類が記載されている出願に関して実施された何らかの調査又は審査についての結果に関するものの写し
- － 同一発明に係るか又は同一発明に実質的に係する先の出願以外の何らかの出願書類であって、その優先権が主張されているものの写し
- － 出願を拒絶する確定判決の謄本

複数の優先権についてはそれらが異なる諸国に由来する場合であっても、1 の特許出願について主張することができる。該当する場合は、複数の優先権を 1 クレームについて主張することができる。双方の場合に、それらの出発点として優先日を有する期間は、最先の優先日から起算する。

1 又は複数の優先権が同一の特許出願について主張されている場合は、特許権は、その優先権が主張されている出願の要素のみを保護する。

優先権が主張された発明の一定の要素が先の出願において構成されたクレーム中の特徴を示さない場合は、当該先の出願を構成する全書類が精確な方法によりそれらの要素を開示することが、優先権付与のためには、十分とする。

第 25 条

特許の出願日は、出願人が本法第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定に従い出願書類を提出した日とする。

工業所有権庁は、当該出願について、その提出時に第 20 条、第 21 条及び第 22 条の要件が満たされていないと認めるときは、その受理を拒絶する。

第 26 条

出願が公告される時まで、出願人は、新たなクレームの構成を含め自己の出願を補正することができる。ただし、それにより原出願の開示を超えて拡張しないことを条件とする。クレームの如何なる補正も、政令により金額が定められる手数料の納付を要する。

第 27 条

出願が公告される時まで、出願人は自己の出願の分割を行うことができる。ただし、それにより原出願の開示を超えて拡張しないことを条件とする。

各分割出願は、分離されたものとみなすが、原出願の出願日及び該当する場合は主張された

優先日をなお保持する。

分割出願は、本法第 20 条及び第 21 条に明記された様式により、かつ、条件に基づいて、行われなければならない。分割出願には本法第 22 条第 2 段落にいう手数料の納付が発生する。

第 28 条

特許の付与日まで、出願人は、適法に正当なものでなければならぬ請求により、表現又は転写における錯誤の訂正、及び提出済み書類において発見された誤記の訂正を求めることができる。

当該請求が明細書、クレーム又は図面に関係する場合は、訂正は、明確に求められていて出願人が他の文言又はイメージを意図している筈がない場合にのみ、受理されるものとする。当該請求は、書面で提出されなければならない。かつ、提議する変更を含まなければならない。それは金額が政令により定められる手数料の納付の証拠が添付されている場合にのみ、受理されるものとする。

第 2 節 出願の審査

第 29 条

工業所有権庁は、出願が方式の点において本法第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定に適合するか否かを審査する。

工業所有権庁は、出願人が欠陥を是正するよう求められた後にその目的でその者に送達された通知の日から 3 月以内に本条第 1 段落にいう規定を遵守しなかったと認めるときは、当該特許出願を拒絶する。

拒絶の決定は、理由書を添付した上で、出願人又はその者の代理人に受領通知付き書留書状により通知されるものとする。

第 30 条

工業所有権庁は、実体の点において、次の事項を確認する。

- － クレームされた主題が本法第 2 条第 2 段落及び第 3 条に基づく特許性から明白に排除されていないか否か
- － クレームされた主題が本法第 6 条に記載された定義に対応しているか否か
- － 明細書が本法第 21 条第 3 段落に明記された要件を満たしているか否か
- － クレームが本法第 21 条第 4 段落に明記された要件を満たしているか否か
- － 出願が本法第 23 条に明記された要件を満たしているか否か
- － 分割出願が原出願の開示を超えて拡張されていないか否か
- － 本法第 24 条第 3 段落に基づいて必要とされるすべての書類が提出されているか否か

工業所有権庁が本条第 1 段落に規定した条件が満たされていないとみなす場合は、同庁は、出願人又はその者の代理人にその旨を通知し、その目的でその者に送達した通知から 3 月以内にその者に出願を補正するか又は所見を提出するよう求める。

その期間中に、出願人が自己の出願を工業所有権庁からの通知に従い是正したときは、当該出願の審査は、政令により定められる金額の手数料の納付により再開されるものとし、その納付を怠れば工業所有権庁は当該出願を拒絶する。

工業所有権庁が、本条第 2 段落に基づいて出願人により行われた所見又は補正の何れかの観点から、第 1 段落に規定された条件が満たされているとみなす場合は、当該出願は受理される。その他の場合は、工業所有権庁は出願人に通知し、その者にその目的で送達した通知から 3 月以内に前記条件を満たすよう求める。

前記期間末に、工業所有権庁が前記条件は未だ満たされていないとみなすときは、同庁は当該出願を拒絶する。

如何なる拒絶の決定も理由書を添付の上、書面で出願人又はその者の代理人に受領通知付き書留書状により通知されるものとする。

第 31 条

出願が本節の規定に適合する場合は、その出願についての言及は、出願日から 18 月以内に工業所有権庁公報によりこれを公告する。

第 3 節 出願の取下

第 32 条

特許出願は、特許付与前の何時でも書面での宣言により取り下げることができる。取下には政令により定められる金額の手数料の納付を要する。

取下宣言は、1 の出願のみに関係することができ、出願人又はその者の代理人により行われなければならない。代理人の宣言書には特別取下委任状を同封しなければならない。

特許出願が 2 以上の者の名義で行われている場合は、その取下は、それらの者全員又は共同代理人により請求されない限り、行うことができない。

抵当権又はライセンスが本法第 37 条に規定される特許国家登録簿に登録されている場合は、取下宣言は、それに関する権利の所有者の同意書が添付されているときにのみ、受理されるものとする。

出願が工業所有権庁公報におけるその公告後に取り下げられた場合は、当該取下は特許国家登録簿に職権により登録されるものとする。

出願取下のすべての場合に、出願書類の写しは工業所有権庁により保持されるものとする。

第 IV 章 特許の付与

第 33 条

特許証は、工業所有権庁長官の決定により、1 又は複数の出願人の名義で発行される。ただし、本法第 31 条にいう公告後 2 月以内に本法第 34 条にいう訴訟が提起されていないことを条件とする。

特許の付与は、所有者又はその者の代理人に通知される。それは特許国家登録簿に登録され、工業所有権庁公報により公告される。

特許の付与日は、その署名日とする。付与された特許は当該出願の出願日に発効する。

第 34 条

特許付与手続は、本法第 31 条に基づくその公告の 2 月以内に、本法第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に基づいて出願の特許性に異議を申し立て又は前記出願の所有権を主張する訴訟を管轄裁判所に提起したことの証拠を工業所有権庁に提出した場合は、これを停止する。

特許付与手続は、管轄裁判所の判決が既判事項となり次第再開される。

ただし、出願の所有権を主張する訴訟の場合は、特許付与手続は、当該訴訟を提起した者の書面での同意により何時でもこれを再開することができる。その同意は取消不能とする。

ある者が訴訟を提起した証拠を提出した日から、出願人は、両当事者の合意なしには特許出願を取り下げることができない。特許付与手続の停止及び再開は、特許国家登録簿に登録される。

出願の所有者は、発明に関する出願の所有権を主張する訴訟の結審時に、裁判所により指定された者とする。

第 35 条

特許証は、出願人の自己責任において、かつ、発明の真実性、新規性、及び真価又は明細書の正確性の国家保証なしに発行されるものとする。

第 36 条

特許の保護期間は、出願日から 20 年とする。

第 37 条

工業所有権庁は国家特許登録簿と呼ぶ登録簿を備える。当該登録簿の維持管理及び当該登録簿への登録についての手続は、政令により定められる。

すべての特許出願及び特許、並びにそれらに関するすべての行為は、当該登録簿に登録しなければならない。特許出願の公告前には、特許国家登録簿への登録は一切することができない。

特許出願が登録の条件に適合しない場合は、工業所有権庁は、受領通知付き書留書状により又はそれが送信人により発送されたことの書面での証拠を提供する他の何らかの方法により、出願人又はその者の代理人に対し理由書を添えた通知を送達する。

工業所有権庁は、出願人にその者の出願を更正するか又は所見を述べるための 1 月の期間を

与える。その期間は通知の日から起算する。

更正又は所見のない場合は、出願は、工業所有権庁長官の決定により拒絶される。

登録簿への登録請求には、政令により金額が定められる手数料の納付を要する。

何人も特許国家特許登録簿を閲覧することができる。何人も、政令により政令により金額が定められる手数料を納付の上、当該登録簿からの抄本を入手することもできる。

第 38 条

何人も特許に関するファイル又は特許出願に関するファイルを閲覧する権利を有し、また、政令により金額が定められる手数料を納付の上、その写しを入手することができる。

ただし、閲覧又は未公告の特許出願書類の写しの入手は、特許出願人又はその者の代理人の適法に署名された委任状によってのみ、可能とする。

第 V 章 上訴

第 39 条

特許の付与又は拒絶に関する工業所有権庁長官の決定に対する上訴は、管轄裁判所に対して行う。

第 40 条

本法第 39 条に規定された決定に対する裁判所への上訴期間は、上訴の対象である決定の通知の日から 1 月とする。

第 41 条

上訴は、管轄裁判所書記官宛に送付又は手交する請求書の方式により行われなければならない。

当該請求書は次の情報を含まなければならない、違反すれば不受理となることを免れない。

- － 上訴人が自然人である場合は、その者の姓名、職業、宛先、国籍、誕生日及び誕生地
- － 上訴人が法人である場合は、その法的形態、商号及び登録事務所、並びにその法定代理人の特定

－ 異議対象である決定の日付及び主題

－ 特許の所有者又は出願の所有者が同一である場合は、姓名及び宛先

異議対象である決定の謄本は、上訴と共に提出されなければならない。

援用された法的論拠の説明を上訴が含んでいない場合は、上訴人は、最初の聴聞開催の少なくとも 7 日前までに、当該説明書を裁判所書記官に提出しなければならない、違反すれば当該上訴の却下となることを免れない。

第 42 条

上訴書の謄本及び該当する場合は後日提出された法的論拠についての説明書の謄本は、上訴人が公証官を介して工業所有権庁に送付しなければならない。

工業所有権庁は、異議申立の決定に関するファイルを上訴書の謄本の届出の日から 1 月以内に裁判所書記官に送付する。

第 43 条

上訴が特許の所有者又は出願の所有者以外の者により行われた場合は、特許の所有者又は出願の所有者は、公証官を介して上訴人により事件に参加させられるものとする。

第 44 条

上訴人は、裁判所に対して代理人を選任することができる。

第 45 条

裁判所の判決は、最勤勉当事者により訴訟の相手方当事者に通知されるものとする。

第VI章 特許に基づく権利及び義務

第1節 特許に基づく権利

第46条

特許は、その所有者又はその者の権原承継人に、実施の排他権を付与する。

第三者は、特許の所有者又はその者の権原承継人の同意なしに次の事項をすることを禁止される。

- (a) 特許が関係する製品について製造、広告、市販、使用若しくは輸入すること、又はそれらの目的で貯蔵すること
- (b) 特許が関係する製造方法の実施
- (c) 特許が関係する方法を実施して直接得られた製品について広告、市販、使用若しくは輸入すること、又はそれらの目的で貯蔵すること

第47条

特許により付与された権利は、次の事項には及ばない。

- (a) 非営利目的で私的集団内で行われた行為
- (b) 特許発明の主題に関係し実験的に行われた行為
- (c) 化学者なしで医学的に処方された医薬品の個別的調製又はそのように調製された医薬品に関する行為
- (d) 特許された製品又は特許された方法を使用して得られた製品についての広告、輸入、貯蔵又は使用であって、特許所有者により又はその者の明示の同意を得て製品が適法に何れかの国において市販された後に、チュニジア領土でなされたもの
- (e) 後発医薬品の製造に必要な行為。ただし、それらの行為による製品の商業的实施には、特許の保護期間が満了するまで従事しないことを条件とする。
- (f) 一時的又は偶然にチュニジアの領空、領土又は領海に進入した外国の航空機、陸上車両、又は海洋船舶の上での物品の使用

第48条

特許出願の出願日又はそれについて主張された優先日にチュニジアにおいて善意で発明を実施していた者は何人も、特許の存在に拘らず、自身で発明の実施を継続する権原を有する。実施の権利はまた、同一条件で、チュニジアにおいて当該実施のために真剣な準備を行っていた者にも帰属する。その権利は、それが付随する事業、会社又は会社の一部と共にする場合にのみ、第三者に移転させることができる。

第49条

産業大臣は、関係当局による提議により、特許の付与に拘らず、当該特許に関する資本財、付属品及び予備部品については、公共の利益を保障するために非商業目的で輸入することができる旨を判定することができる。

第 50 条

本法第 67 条の規定を害することなく、既に特許された発明に対して行った改良に関する特許の所有者は、特許の所有者の許可なしにはその者の発明を実施することができず、当該特許の所有者自身は、改良特許の所有者の許可なしには特許された改良を実施することができない。

第 2 節 特許に基づく義務

第 51 条

特許の所有者は、特許出願から 4 年以内又は特許付与から 3 年以内の何れか長い期間内に、特許された発明を実施しなければならない。ただし、当該発明が関係する製品が事前の行政的販売認可を得る必要がある場合は除くものとし、この場合は、当該期間が前記期間の満了後 2 年間延長される。

第 52 条

如何なる特許出願にも、出願手数料及び初年度年金に充当する金額の納付が発生する。出願手数料及び初年度年金として納付される金額は、出願が最終的に拒絶される場合であっても、出願時に納付を要する。

特許出願が 10 を超えるクレームを含む場合は、追加額は、11 番目以上の各クレームについて納付を要する。

特許出願及び特許の維持のための年金は、特許の有効期間の各年について納付を要する。納付は、毎年行わなければならない、特許出願の週年度の属する月の末日に納付を要するものとする。

年金の納付が本条第 4 段落に規定された日に行われなかった場合は、関係人は、当該金額を納付するため 6 月の猶予期間を有し、その場合は、延滞料が付加される。

出願手数料及び初年度年金、その後の年金、延滞料、並びに 11 番目以上のクレームについての追加手数料の金額は、政令により定められる。

第 53 条

裁判所は、改良特許の所有者の請求により、公共の利益により決定づけられる場合は、本法第 69 条に規定された期間の満了後、親特許に基づく実施ライセンスを付与することができる。当該ライセンスは、それが改良特許の実施に必要であり、当該特許の主題が親特許と比較して実質的な技術的進歩を示しており、かつ、大きな経済的利益を有する限りにおいてのみ、付与されるものとする。

改良特許の所有者に付与されたライセンスは、前記特許と共にのみ移転させることができる。最初の特許の所有者は、裁判所に請求を提出することにより、改良特許に基づくライセンスの付与を受けることができる。

本法第 70 条、第 75 条及び第 76 条の規定は、本条に規定された事案に適用する。

第 VII 章 放棄，無効，及び喪失

第 1 節 放棄

第 54 条

特許の所有者は，工業所有権庁に提出した署名入り請求書により，その者の特許を全部又は一部につき放棄することができる。

放棄が代理人により行われる場合は，当該特許の所有者により適法に署名された放棄についての特別委任状を当該請求書と共に提出しなければならない。

特許が複数の者に帰属する場合は，放棄の請求書には当該特許の所有者全員の同意書を添付しなければならない。違反すれば不受理となることを免れない。

ライセンス又はその他抵当権が特許国家登録簿に登録されている場合は，当該請求書には，関係権利の所有者の同意書を添付しなければならない。違反すれば不受理となることを免れない。

放棄は，工業所有権庁により受理されたときは，特許国家登録簿に登録され，かつ，当該登録の日に発効する。更に，それは工業所有権庁公報により公告されるものとする。

放棄には，政令により金額が定められる手数料の納付を要する。

第 2 節 無効

第 55 条

特許は，次の場合は，判決により無効を宣言されるものとする。

- － その主題が本法第 2 条，第 3 条，第 4 条，第 5 条及び第 6 条に基づいて特許性のない場合
- － 発明が当該技術の熟練者がそれを実施できる程度に明確かつ完全には説明されていない場合
- － その主題が出願時の出願内容を超えて拡張されている場合，又は当該特許が分割特許を基礎として付与されたものであるときは，その主題が原出願の出願時の内容を超えて拡張されている場合

第 56 条

無効理由が特許の一部のみに影響を及ぼす場合は，無効判決は，そのように影響を受けたクレームのみに関係する。

第 57 条

無効訴訟は，如何なる利害当事者も裁判所に提起しなければならない。

公訴庁は，特許の無効が争点である場合は，訴訟の当事者となることができる。公訴庁は，職権により行動して，特許を無効とすることもできる。

第 58 条

特許を無効とする決定は，絶対的効力を有する。無効となった特許又は特許の無効となった部分は，効力を有していなかったものとみなす。

第 59 条

既判事項となった無効の決定は、関係当事者の 1 が工業所有権庁に通知しなければならない。それらの決定は、国家特許登録簿に登録されるものとする。

第 3 節 喪失

第 60 条

本法第 52 条の規定に基づいて納付期日の到来した年金を納付していない特許又は特許出願の所有者は、その者のすべての権利を喪失する。

喪失は、特許権者又は第三者の請求時に、工業所有権庁長官の決定により記録される。当該請求は、書面で提出しなければならない。それは理由書を付した決定により判定されるものとする。当該決定は、当該特許の喪失の日から 3 月以内に、請求人に通知される。

喪失の決定は、当該特許の所有者又はその者の代理人に通知される。それは国家特許登録簿に登録され、かつ、工業所有権庁公報により公告される。

喪失は、未納付年金の納付期日に発効する。

第 61 条

特許の所有者は、その者が年金の未納付について正当な弁明を提出することができるときは、喪失の決定の通知後 3 月以内に、その者の権利の回復を求める請求をすることができる。

回復を求める請求は、政令により金額が定められる回復手数料の納付の証拠と共に、書面で工業所有権庁に送付しなければならない。

回復は工業所有権庁長官により発行された理由書付きの決定により許諾されるものとする。

それは、特許の所有者に通知され、国家特許登録簿に登録され、かつ、工業所有権庁公報により公告される。

特許の所有者の権利を回復する決定は、期日到来の手数料が当該決定の特許所有者への通知後 3 月以内に納付されない場合は、無効とする。当該納付日の記載は、国家特許登録簿に登録される。

喪失又は回復に関する工業所有権庁長官の決定に対する上訴は、管轄裁判所に対して申し立てなければならない。

当該上訴は、本法第 V 章に規定された方式及び手続に従うことを条件とする。

請求及び回復訴訟並びにそれらに関して下された判決に関する登録は、国家特許登録簿に登録される。

第 VIII 章 権利の移転、譲渡及び差押

第 62 条

特許又は特許出願から派生する権利は、それらの全体又は一部について譲渡し又は移転させることができる。

複数の者が同一の特許の出願人又は共同所有者である場合は、それらの者の各人は、特許出願又は特許のうち自己の持分を分離して譲渡し又は移転させることができる。

譲渡又は移転は、書面で立証されなければならない、違反すれば無効となることを免れない。

特許の差押は、民事商事手続法典の規定に従い行われるものとする。ただし、それを申請する当事者は、差押令状を特許の所有者、工業所有権庁及び特許に権利を保有する者に送達しなければならない、違反すれば差押が無効となることを免れない。

押収物の譲渡又は移転、及び差押又は差押の実施若しくは解除に関する登録は、政令により金額が定められる手数料の納付後、国家特許登録簿に登録されなければならない、違反すればそれらは第三者を拘束しないことになる。

第 IX 章 契約ライセンス

第 63 条

特許出願又は特許の所有者は、契約により、如何なる自然人又は法人に対しても、前記特許出願又は特許が関係する発明を実施するライセンスを許諾することができる。

特許出願又は特許の共同所有者の各人は、その他の共同所有者全員の共通の同意により、発明を実施するライセンスを許諾する権利を有する。

ライセンス契約は、書面で作成し、共同所有者により署名されなければならない、違反すれば無効となる。

如何なるライセンス契約も、前記契約に対する如何なる修正又はその更新も、政令により金額が定められる手数料の納付の後、特許国家登録簿に登録されなければならない、違反すればそれらは第三者を拘束しないこととなる。

第 64 条

ライセンス契約に別段の条項がない場合は、ライセンス許諾は、ライセンサーが同一発明の実施のため他人に他のライセンスを許諾すること又は前記発明を自身で実施することを妨げないものとする。

ライセンス契約が当該ライセンスについて排他的である旨を規定している場合は、ライセンサーは、前記契約の対象とされた本法第 46 条にいう行為をチュニジアにおいて行うことについて第三者に対し同意することができず、また自身でそれら行為をチュニジアにおいて行うこともできない。

第 65 条

ライセンス契約に別段の条項がない場合は、ライセンサーによりライセンシーに与えられる合意は、チュニジア領土のどこかにおいて発明の何らかの利用により行う、本法第 46 条にいう何れかの行為の実施に及ぶものとする。

第 66 条

ライセンス契約に別段の条項がない場合は、ライセンシーは、その者のライセンスが関係し、かつ、本法第 46 条にいう行為を、第三者がチュニジアにおいて行うことに対するその者の合意を当該第三者に与えることができない。

第 67 条

ライセンス契約の満了前に、次の事象の 1 が発生した場合は、ライセンシーは、前記事象の日から、特許の実施についてライセンス契約において規定された支払をもはや行う必要がない。

- 特許出願の取下
- 特許出願の最終的拒絶
- 特許の最終的無効
- 特許の所有権の喪失
- 特許の保護期間の満了

第 68 条

本法第 67 条にいうすべての場合において、ライセンスから受益しなかったか又は実質的に受益しなかったライセンシーは、ライセンス契約に別段の条項が存在する場合を除き、ライセンサーに既に行った支払の償還を受ける権原を有する。

第 X 章 強制ライセンス

第 69 条

如何なる利害当事者も、本法第 51 条に規定された期間の満了後、次の何れかの場合は何時でも、強制ライセンスを取得することができる。

- 本法第 51 条に規定された期間内に、特許が関係する発明についてチュニジアにおける工業的实施が開始されていない場合又は当該実施について実効的準備が一切行われていない場合
- 発明の主題である製品がチュニジア市場における需要を満たすのに十分な数量で市販されていない場合
- 特許が関係する発明の商工業的实施がチュニジアにおいて3年を超えて放棄されている場合

第 70 条

強制ライセンスを求める申請は、管轄裁判所に提出しなければならない。

強制ライセンスを求める申請人は、その者が既に特許の所有者に対し契約ライセンスを請求して受領通知付き書留書状を送付したが、当該ライセンスを適切な諸条件で又は適切な期間内に取得することができなかつた証拠を提出しなければならない。その者はまた、その者が当該発明を効果的かつ良心的に実施できる証拠も提出しなければならない。

如何なる場合においても、特許の所有者が正当な弁明の証拠を提出したときは、不実施又は不十分な実施についての強制ライセンスは一切許諾されない。

強制ライセンスは非排他的とする。当該ライセンスから派生する権利は、それらの権利が付随する事業、会社又は会社の一部と共にする場合にのみ、これを移転させることができる。

第 71 条

強制ライセンスを求める申請人は、管轄裁判所へ出頭すべき召喚の日から 15 日以内に工業所有権庁に対し受領通知付き書留書状により召喚令状の謄本を送達しなければならず、違反すればその者の申請が不受理となることを免れない。

第 72 条

工業所有権庁長官は、強制ライセンスの申請に関する所見を含む同長官の覚書を裁判所に提出することができる。

第 73 条

本法第 71 条及び第 72 条の規定は、上訴の場合にも適用可能である。

第 74 条

裁判所は、当事者又はそれらの者の代表者を聴聞した後、強制ライセンスの申請について判決を下すものとする。

裁判所は、強制ライセンスを規制する条件であつて、特にその期間、その範囲及び特許の所有者に支払を要する金額を含むものを設定する。当該金額は、発明実施の重要性に比例する

ものでなければならない。

これらの条件は、新たな事情により求められる場合は、特許の所有者又は強制ライセンスの受益者の請求時に裁判所命令により修正することができる。

第75条

強制ライセンスの譲渡は、裁判所の許可に従うことを条件とし、違反すれば無効となることを免れない。

第76条

強制ライセンスの受益者が当該ライセンスの許諾された条件を満たさないときは、特許の所有者及び該当する場合はその他のライセンシーは、裁判所に申立書を提出することにより当該ライセンスの取下を行うことができる。

第77条

強制ライセンスに関連して下された如何なる法的決定も、ライセンシーが直ちに工業所有権庁に通知しなければならない。最終決定は、国家特許登録簿に直接登録されるものとする。

第 XI 章 職権ライセンス

第 78 条

産業大臣は、特許の所有者に対し、国民経済の必要性又は環境保護の必要性を満たす方法での特許の実施を約束することを正式に要求することができる。

正式の通知が 1 年以内に応諾されない場合、及び約束された実施の不履行又は定性的若しくは定量的不十分性が経済的発展及び公共の利益を深刻に害する場合は、当該通知が関係する特許は、産業大臣命令により、職権ライセンス制度の対象とすることができる。

産業大臣は、特許の所有者が国家経済の要求に帰する正当な理由の証拠を提出した場合は、本条第 2 段落に規定される期間を延長することができる。

公衆衛生の利益が絶対視される場合において、医薬品について、当該医薬品の製造に必要な製品について、又は当該製品の製造の方法について付与された特許は、当該医薬品が不十分な品質若しくは数量水準において又は異常な高価格で公衆の利用に供されているときは、公衆衛生大臣の請求に基づき、産業大臣命令により職権ライセンス制度の対象とすることができる。

チュニジア共和国は、国防又は国家安全保障の目的で、特許又は特許出願の対象とされた発明の実施のための職権ライセンスを、当該実施に自らか携わるか又は第三者を通じてかを問わず、取得することができる。

職権ライセンスは、関係大臣の請求に基づき、産業大臣命令により許諾されるものとする。

第 79 条

特許を職権ライセンス制度の対象とする命令の公告の日から、何人も、特許の実施のためのライセンスの許諾を求める申請を産業大臣にすることができる。

当該ライセンスは、特にその期間及び範囲に関して、ただし、発明の所有者に支払を要する金銭的対価を除き、特定の条件により、前記大臣命令により許諾される。友誼的合意のない場合は、その対価は裁判所により定められる。

本条第 1 段落にいう命令は、チュニジア共和国官報によりこれを公告する。当該職権ライセンスは、当該公告の日に発効する。

第 80 条

職権ライセンスは非排他的とする。そのライセンスから派生する権利は、それら権利が付随する事業又は会社若しくは会社の一部と共にする場合にのみ、これを移転させることができる。

第 81 条

特許の所有者又はライセンシーの何れかにより請求されるライセンスの条件の修正は、前記ライセンスの許諾について規定された手続に従い決定され、かつ、公告される。それらが特許の所有者に支払を要する金銭的対価に関係する場合は、それらは当該対価の原決定について規定された手続に従い決定されるものとする。

特許の所有者は、ライセンシーに課された義務の不履行を理由として職権ライセンスの取下を申請することができる。

職権ライセンスの取下に適用される手続は、その許諾に関する手続と同様とする。

第 XII 章 侵害及び処罰

第 82 条

本法第 46 条に規定される特許所有者の権利の侵害は、侵害罪を構成する。

侵害は、侵害者の民事上及び刑事上の責任を発生させる。

ただし、侵害製品についての販売の申出、市販、使用、又は使用若しくは市販のための貯蔵は、当該行為が侵害物品の製造者以外の者により行われる場合は、当該事実を十分知って行われるのでない限り、侵害者の責任を発生させない。

特許出願の公告前に行われた行為は、それら行為が特許出願の公認謄本を推定侵害者に送達した後に発生した場合を除き、侵害罪を構成せず、また、不利な民事判決も発生させない。

第 83 条

特別立法に規定された処罰に従うことを条件として、侵害罪は、5,000 ディナールから 50,000 ディナールまでの罰金に処せられるものとする。

再犯又は累犯の場合は、倍加される罰金に加え、1 月から 6 月までの拘禁刑を命じることができる。

公訴庁は、被害当事者による告訴を基礎としてのみ、訴追に着手することができる。

第 84 条

侵害についての民事訴訟は、特許又は特許出願の所有者により提起されるものとする。

特許出願又は特許の共同所有者は、その者自身の受益のためにのみ、侵害訴訟を提起する権利を有する。その者は、召喚令状の謄本をその他の共同所有者全員に対し送達しなければならない。

排他的契約ライセンスの所有者は、契約が別段の規定をしていない限り、特許の所有者が当該訴訟を提起することを要求された後にそうしなかった場合は、侵害訴訟を提起することができる。

強制ライセンス又は職権ライセンスの所有者は、特許の所有者が当該訴訟を提起することを要求された後にそうしなかった場合は、侵害訴訟を提起することができる。

特許の所有者は、本条第 3 段落及び第 4 段落に基づきライセンシーにより提起された侵害訴訟に参加する権原を有する。

如何なるライセンシーも、その者に特有の損害についての補償を確保するため、特許の所有者により提起された侵害訴訟に参加することができる。

第 85 条

特許出願又は特許の所有者は、訴訟が関係する侵害を立証する如何なる手段も使用することが許されるものとする。

ただし、当該特許の主題が製品の製造方法である場合は、裁判所は被告に対して、同一製品を生産するため使用した方法が特許方法と異なることを立証するよう命令する権限を有する。

被告が当該証拠を提出しない場合において、特許の所有者の同意なしに製造された如何なる同一製品も前記製品が新規であるときは、特許方法を実施して製造されたものと推定する。

反証が提出された場合は、被告の正当な利益は、その者の製造及び取引秘密の保護の観点か

ら考慮されるものとする。

第 86 条

本法第 84 条に基づく侵害訴訟を提起する権原を有する者は、請求により手交された裁判所長の命令により、実際の差押の有無に拘らず、侵害しているとされる商品又は方法の詳細説明書提示を専門家の助力で公証官により実行させることができる。

実際の差押が許可される場合は、それは侵害を立証するのに必要な見本のみを司法的管理下に置くことに限定されるものとする。

実際の差押が行われる場合は、当該命令は申請人に保証金の提供を要求することができ、その者は差押が行われる前に提供しなければならない。

公証官は、差押を実行する前に、差押されるか又は説明書を提示される物件の所有者に令状及び該当する場合は保証金提供を立証する書類の謄本を手交しなければならず、違反すればその者に対する措置及び損害賠償の裁定が無効となることを免れない。差押記録の謄本は、同様にそれらの者に手交されるものとする。

申請人が 15 日以内に訴訟を提起しない場合は、差押又は説明書提示は、損害賠償の裁定を害することなく、当然の権利として無効であるとみなす。

15 日の期間は、差押又は説明書提示が行われた日から起算する。

第 87 条

特許により保護された発明の侵害を申し立てる訴訟が裁判所に提起された場合は、その裁判所長は、略式手続に従い判決を下し、暫定的に、かつ、強制的罰金に従うことを条件として、侵害行為とされるものの継続を禁止することができ、又は当該継続については特許の所有者の補償を確保するための保証金提供を条件とすることができる。

本条第 1 段落にいう禁止又は保証金提供の請求は、訴訟に十分根拠があると認められ、かつ、特許の所有者が当該訴訟の基礎とする事情を知るようになった日から 1 月以内に提起された場合にのみ、受理されるものとする。

裁判所は、当該禁止については、侵害訴訟が後日根拠のない旨を判決された場合に受ける如何なる被害についても被告に補償するため、これを原告による保証金提供を条件とすることができる。

第 88 条

本法に規定される侵害訴訟は、それらが基礎とする事象の発生に続く 3 年後に時効となる。

第 89 条

本法第 XII 章の規定は、仲裁法典に規定される条件に基づく仲裁によることを妨げない。

第 90 条

特許出願又は特許の所有者の地位を不当に利用する者は何人も、1,000 ディナールから 5,000 ディナールまでの罰金に処せられる。

再犯又は累犯の場合は、罰金は倍加される。

第 XIII 章 国境措置

第 91 条

特許の所有者又はその者の権原承継人は、それらの者が侵害商品の輸入を含む活動を疑う重大な理由を有するときは、税関当局に対し、通関時に当該商品の輸入を停止するよう請求書を提出することができる。

当該請求人は、その者の権利が適法に登録されていないか又は期限切れとなっている場合は、税関当局に通知しなければならない。

第 92 条

本法第 91 条に規定される請求書は、次の事項を含まなければならない。

- 請求人の姓名又は会社名、その者の自宅の宛先、又はその者の登録済み事務所の宛先
- 請求人が当該紛争の関係する商品における権利の所有者である証拠の形態
- 税関当局がそれらを認定するのに十分正確である商品の説明

これに加えて、当該請求人は、税関当局が事実を十分知った上で決定を下せるようその者が所持する他の有用な情報を提供しなければならない。ただし、当該情報の提供は、当該請求の受理可能性の条件とはしない。

当該情報は、特に次の事項に関係しなければならない。

- 当該商品の所在地又はそれらの予定目的地
- 積送品又は包装の特定
- 当該商品の引渡又は寄託の予定日
- 使用された運送方法
- 商品の輸入業者、輸出業者又は所有者の特定

第 93 条

税関当局は、本法第 92 条の規定に基づいて作成された請求に受領に際し、当該請求を審査し、下した決定については、遅滞なく書面により請求人にこれを通知する。当該決定は、理由書により適法に裏付けられなければならない。

税関当局は、請求人の請求が受理された場合又は介入措置が本法第 94 条の規定に従い取られた場合は、商品を税関で留置するに際して被る費用を補償する保証金提供を請求人に要求することができる。

第 94 条

税関当局が、請求人と協議の上で該当する場合は、当該商品が実際にその者の請求書に明記されたものに対応することを確認したときに、同当局は当該商品を留置する手続を進める。

税関当局は、当該留置について請求人及び輸入者に通知し、留置されている商品を検査し、関税法典の規定に従い、かつ、情報の機密保持の原則を害することなく、侵害の真実性に関して決定できる分析及び試験のため必要となる可能性のある見本をそこから採取する機会をそれらの者に与えるものとする。

請求に関して発せられた命令に照らし、かつ、訴訟を提起する目的で、税関当局は、知っているときは、商品の輸出者、輸入者及び荷受人の名称及び宛先、並びに当該請求が関係する

商品の数量について、請求人に通知する。

第 95 条

通関手続がすべて完了したことを条件として、商品の留置については、請求人が商品留置の通知後 10 就業日以内に税関当局に対して、その者が民事訴訟又は懲戒訴訟を行っていること及び暫定的措置が裁判所長により命令されていることを立証しない場合、及びその者が関係人に対する責任を保証するのに十分な保証金を提供しない場合は、当然の権利として当該留置は解除される。

当該保証金の額は、裁判所により定められる。

該当する場合は、本条第 1 段落に記載された期間は、最長 10 就業日延長することができる。商品の所有者、輸入者又は荷受人は、関係商品の留置については、裁判所により定められ、かつ、請求人の利益を保護するのに十分な金額の保証金が提供された場合は、通関手続がすべて完了していることを条件として、これを解除させる権利を有する。

所有者、輸入者及び荷受人並びに請求人は、商品留置の解除について遅滞なく税関当局による通知を受けるものとする。

第 96 条

既判事項となった判決により商品が実際に侵害商品であることが立証された場合は、裁判所は、それら商品に関して取るべき次のいずれかの処分について決定する。すなわち

- 税関の監督下でのそれらの廃棄
- 又は取引経路からのそれらの除去。ただし、特許の所有者の権利がそれにより害されないことを条件とする。

第 97 条

税関当局は、それ自体の発意により、侵害商品とされているものの通関手続を停止することができる。

その場合は、

- 税関当局は、直ちに特許の所有者又はその者の権原承継人に通知する。
- 本章各条の規定は、当然の権利として適用する。

第 98 条

税関当局は、侵害商品とされるものを認定することに成功しないときでも、責任を負わないものとする。

第 99 条

本章各条の規定は、現行の法律及び規則に明記された数量の限度内で、旅行者の個人的手荷物に含まれる営利性のない商品には、適用しない。

第 XIV 章 雑則

第 100 条

本法施行前に行われた特許出願は、権利の行使が関係する範囲及び本法施行前に取得された可能性のある権利に従うことを除き、当該出願の出願日に適用された規則になお引き続き従うことを条件とする。

特許に関する 1888 年 12 月 26 日の政令及びそれを完成又は修正した正文の廃止に拘らず、それら正文に基づいて付与された特許は、なお有効に存続し、かつ、本法の規定に基づいて発行又は登録されたものとみなす。

本条第 2 段落にいう特許は、それらを有効に維持するための年金の納付を条件として、本法の規定に基づいてなお引き続き起算する保護の全期間中、有効に存続する。

本法施行前に行われた特許出願又は付与された特許についての主題の実施を求めて強制ライセンスを請求することができる期間の満了は、その施行の日から 3 年とする。

第 101 条

住居又は登録済み事務所をチュニジア国外に有する外国人は、それら外国人が国民である本国においてチュニジア人が同様の保護を享受することを条件として、本法の利益を享受する。

第 102 条

本法に反するすべての規定、及び特に特許に関する 1888 年 12 月 26 日の政令は、廃止する。

第 103 条

医薬品又は農業用化学製品に関する出願に応答する特許の付与手続は、チュニジア共和国により批准された世界貿易機関を設立する条約により定められた猶予期間の満了までは、適用しない。

本法は、チュニジア共和国官報により公布し、国法として施行する。